

○議長（井上光三君）

それでは通告1番、5番望月眞君の一般質問を行います。

5番、望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

5番議員、望月眞です。今回は台風19号発生時における「大雨・洪水警報警戒レベル」発令の検証について質問いたします。

最初の質問です。10月25日に発生した千葉県豪雨において、千葉県長柄町では午前10時に警戒レベル3にあたる避難準備情報を発令しました。その直後から、非常に激しい雨が降り、道路も急激に浸水しはじめたこともあり、町は地域住民が避難所に向かうことは危険だと判断して、警戒レベル4にあたる避難指示、避難勧告は出さず、警戒レベル5にあたる、命を守る行動をとるようという指示を出しました。町では、「1時間に77ミリで本当に恐怖を感じるような雨量だったので、避難行動に移った場合、むしろ危険と判断して、自宅に留まるよう指示を出しました」と説明しています。11時過ぎには、町内を流れる2つの川が氾濫し、町は防災無線で建物の2階や土砂の影響の少ない場所など、安全な場所に留まるように呼びかけました。警戒レベル3にあたる避難準備情報が出されたことで、ながらこども園では、無理をしないで迎えに来ることができる保護者は迎えに来るようという指示を出しました。こども保育園に迎えに出かけた1人の保護者が、濁流に飲まれて命を失いました。また、家族のもとに避難しようとした高齢者も被害に遭いました。マスコミ等では、町の判断の是非について取り上げられ、町長や担当課長が見解を求められていました。警戒レベルの発令については、状況に応じた適切な判断が求められるということを再認識しました。

そのことを踏まえて質問します。台風19号発生時には、本町においても、国の新たな大雨洪水警報警戒レベルに基づき、町内全域に避難準備、高齢者や要支援者避難開始にあたる警戒レベル3が、平林・穂積・五開地区及び鯉沢南区には、避難勧告にあたる警戒レベル4が発令されましたが、避難警報発令の判断はどのようになされたのかを伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

望月眞議員の避難警報発令の判断についてのご質問にお答えをいたします。

台風19号の接近に伴いまして町が発令した避難情報は、これまでにない大型で非常に強い台風であったため、10月12日の午前9時半に、明るいうちに避難ができるよう、町内全域に対しまして「避難警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。

また、午後0時10分に土砂災害警報が発令されたことから、平林・穂積・五

開地区に警戒レベル4の避難勧告の発令を、午後2時20分ごろに南川の氾濫と浸水の危険が高まったことから、鯉沢南区の一部に警戒レベル4にあたる避難勧告を発令いたしました。これらの発令は、いずれも収集した気象情報や河川の水位等を参考に判断したものであります。以上です。

○議長（井上光三君）

5番、望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。

状況判断や、あるいは水位の状況を見守る中で判断なされたということですが、発令の最終判断はどのようになされたのかを伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

発令につきましては、先ほど申し上げました気象情報、あるいは河川の水位状況を参考に、町の体制とすれば警報の体制になっております。そういう中で、私も含め幹部職員もおりますので、今言いました、こういった情報等の収集をしながら、先を見ながら早め早めの発令をしたということです。発令は、今回の場合は町長名でやっております。

○議長（井上光三君）

5番、望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

最終判断は、対策本部で町長が責任を持って判断をしたということで受けとめてよろしいかと思えます。

次の質問に移ります。台風19号発生に伴う被災状況や課題等の検証がなされていると思えますが、大雨洪水警報警戒レベル発令について、どのような検証がなされているのか伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

大雨洪水警報警戒レベルの発令の検証についてのご質問にお答えします。台風19号の接近に伴いまして、町が発令いたしました避難情報につきましては、気象庁が発表した大型で非常に強い台風との気象情報や、雨雲レーダー、水位情報、今後の雨量等を参考に、早めに町内全域に警戒レベル3の避難準備、高齢者等避難開始を発令したところであります。

また、南川の氾濫と浸水の危険性が高まったことから、商工会を通じ、鯉沢商店街の一部に対して、商品を高い場所に移動していただくと同時に、鯉沢南区の

一部に避難勧告を発令したところであります。結果として、いずれもの対応も空振りと終わりましたが、人的被害がなかったことは、早め早めの対応でよかったなど考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番、望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問お願いします。

空振りという回答がありましたが、空振りというよりか、むしろこれは「備えあれば憂いなし」というふうに捉えたほうがいいのではないかと思います。命を失うということはあってはいけないので、これは適切に判断し、警戒レベルの発令の判断をして実施したということで、そういう捉え方でいいんじゃないかと思いますが、この避難警報発令について適切であったのかどうなのか。改善すべき点があるとすれば、どういう点を改善する必要があるか、そういう検証がなされていたら、お伺いしたいと思います。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

空振りは空振りで良かったかなと思っております。これからも空振りを恐れずに、早め早めの対応をしていきたいと考えていますが、今回の台風は初めての台風ではありません。ただ、大型で非常に強い台風ということでしたから、通常よりも早め早めに情報を出させていただきました。台風15号の時も、千葉県に大きな被害を出した台風ですが、この辺も非常に土砂災害警戒情報等がでました。ただ、今いろいろな機器が発達しておりますので、雨雲レーダーも役場にいてもすべて見られますので、そういう関係で台風15号の時には、気象庁でいう警戒レベル3の状況にはなったと思うんですが、諸般の状況を判断した結果、その時は避難情報を出しませんでした。今回の19号は、先ほど言ったように、非常に大型で強い台風がこちらに向かってくるということで、早め早めの対応させていただきました。本来であれば、いろいろな警報が出てからということであれば、やはり夜になるのではないかなという予測もありましたから、先ほど申し上げましたように、朝早いうちに、明るいうちに避難をしていただくということで出しました。

そしてまた、今回は南川の氾濫の恐れもありましたから、町のほうとしても直接の避難所を3か所ほど作らせていただきましたし、各区も区で対応していただく、また町がお願いしたところ以外の区でも、自主的に避難所を作っていたという、かつてないレベルの避難をしていただきました。実際避難をしていただいた方も200名近くおりますし、そういう中で、状況に応じて、避難所の

数も増やした方がいいのかなということ。そしてまた、雨の台風でありましたから、川を渡ることがないような避難場所の設定とか、そんなことは今回の台風を受けまして、被害はなかったのですが、対策として、どういうことが一番適しているなのか、いろんな自然災害がありますから、すべてがというわけにはいきませんが、その都度その都度、今回のこの対応で良かったのかということは、役場の中では検証しながら次回に向けて備えているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

5番、望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

教訓にさせていただき、そういうことがない方がいいわけですが、ぜひ活かさせていただきたいと思います。

3番目の質問です。今回は100人を超える多くの町民が、町民会館に一時避難していますが、避難所の運営についてどのような検証がなされているのかを伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

避難所におきましても、今回何箇所か作りましたので、それぞれ担当した人たちも含めて、役場全体で検証したところであります。

その中で避難所運営に関する検証といたしましては、災害警戒本部で部長以上の役職である課長以上の職員を集めた会議を開催しまして、今回の避難所に対する課題や反省点、そしてまた今後の対応を協議したところであります。

協議した内容は、避難時に非常持ち出し袋を持参するというのが基本になっているんですけども、手ぶらで避難をしたという人もおりましたから、今後、そういったことのないよう、広報活動の必要性、また状況に応じて避難所開設の時、避難所に避難してくれる時には、そういった避難袋を持って避難してくださいというようなことも、今後しようかと考えています。また、実際に避難所に避難された方も、困った点というのは、避難所における授乳スペースがなかった。また、ペットを連れてくる人が結構いました。ペットも家族同様ですので、そういったペットの対応、それとか、避難所には情報施設がありませんので、テレビ等が見れる部屋がほしいと。本来であれば、体育館であれば、舞台の上にも1台置いておけばいいのですが、それがうるさいという方もおられます。また、避難所ですから電気はつけておりますけども、明るくて眠れないという人も出てきます。アイマスクなんかも一緒に持っていただければいいかなというような、いろいろな意見が出たところであります。

今後はこれらの課題を、これからの災害対応に活かして参りたいと考えており

ます。以上です。

○議長（井上光三君）

5番、望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

私は当日、5回、町民会館に朝から時間をおいて行って、避難の様子や避難所の運営の様子を見ました。午後4時ごろには南川というより、むしろ東川の「どどん」といわれる学校周辺の川の水位が上がったことにより、学校周辺の住民の皆さんが多く避難してきたように受けとめていました。避難者が増え始めたことによって、2階の研修室等を避難所にあてていたようですが、おさまらずに3階のホールまで避難所が広がりました。その時に乳幼児をあやしながら避難所から出てくるお母さんもいました。乳幼児対応の場所の確保、あるいは障がい者の避難場所やペットを連れた人の避難場所の確保等も、町長がおっしゃられたように必要かと思います。今回の避難所運営検証を活かした対応を、さらに活かしていただきたいなど、そのように思います。

次の質問に移りますが、本町では独自の避難が困難な人を対象に、富士川町災害時避難行動要支援者登録制度を設けていますが、今回の警戒レベル3の発令により、要支援者あるいは支援をする人、サポーターから問い合わせや活動事例の報告があったのかを伺います。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただいまの富士川町災害時避難行動要支援者登録制度の要支援者と支援者サポーターからの活動の報告についてのご質問にお答えします。

台風の当日、要支援者からの報告は2件あり、身体が不自由な方と精神障がい者から避難方法についての問い合わせでした。また、支援者からの活動事例の報告は1件あり、自宅を訪問し安否確認を行い、要支援者から「とても安心した」と感謝されたとのことでした。そのほか民生委員児童委員からは、安否確認の訪問や電話連絡を行い、中には要支援者とともに避難所へ避難したとの報告がありました。以上です。

○議長（井上光三君）

5番、望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

要支援者からの問い合わせ、支援者からの事例があったという回答でしたが、私の地区の民生委員さんは、要支援者対象に電話をかけて状況を確認するとともに、避難が必要な時には連絡をとり合うことを確認したそうです。私自身も、2名の方のサポーターなっていましたので、要支援者宅へ出向き、避難が必要にな

った時や警戒レベル4が発令された時の避難方法について、どのようにしようかというようなことを確認しました。プライバシーにかかわることなので、ここでは細部まで報告することは避けませんが、実際に行動してみると、避難支援の課題や要支援者に対する、先ほどの課長の答弁の中にもありましたが、配慮しなければならないことがあることを再認識しました。

今回の警戒レベル3の発令を生きた事例として、児童民生委員会等でサポートのあり方等について検証したり、あるいは学習したりする機会を設けたらよいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただ今の民生委員児童委員会等の会議で検証をとというご質問に対してですが、今年度6月に民生委員児童委員協議会定例会において、防災士で、元消防士による「災害に備える」という研修会を実施いたしました。その中で災害時避難行動、要支援者名簿の活用方法についての学習を行いました。今年度12月に民生委員児童委員の改選があり、新しい委員さんも加わった中で、災害時避難行動要支援者制度に関する学習会を実施して参りたいと思います。以上です。

○議長（井上光三君）

5番、望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

お互いの理解を深めることが大切だと思いますので、ぜひ開催していただきたいと思います。

再質問をお願いします。富士川町災害時避難行動要支援者登録制度を文書だけのものではなくて、実効性のあるものに制度にしていくためには、支援者、サポーターの方々を対象にした支援活動のあり方等をテーマに、お互いに意見を出し合ったり、あるいは学習をしたりする、そういう機会も設けたらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただいまのご質問にお答えします。富士川町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱において、支援者とは避難行動要支援者の近隣に居住する者のうち、当該避難行動要支援者に対して、災害時の安否確認、または避難支援もしくは避難所等における生活の支援を行うことができるものとあります。また、富士川町災害時避難行動要支援者支援マニュアルには、支援者の行動について平常時と災害発生時の活動も地域における支援体制として示しております。

現在、支援者の方が集う機会は設けてはおりませんが、今後は、これまでどおり民生委員児童委員協議会定例会や区長会の説明とともに、富士川町災害時避難行動要支援者登録制度や災害時避難行動要支援者支援マニュアルの存在を、より多くの住民の方に知っていただくための努力をして参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

5番、望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

地域のコミュニティというか、近助の助け、近所がしっかりとした体制がとれていれば、こういった制度もある意味で必要がないのかというふうに思いますが、ただ、そこまでいっていない地域もあるということで、ぜひこれは、制度として作られているので、実効性のあるものにしていただきたいなとそんなふうに思います。また、この制度を活用することによって、地域コミュニティの新たな創生にも繋がってくるということも有効性として考えられますので、その辺を踏まえて、再質問します。

サポーター向けの支援活動マニュアル、私も読みましたけれども、現状みてもっと改善した方がいいのかなという点があります。今回を教訓にして、支援活動マニュアルを再検討して、支援者に再配布するというのも意識を高める手立てになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただいまの質問にお答えします。富士川町の災害時避難行動要支援者支援マニュアルは、平成20年に策定したものです。平常時と発災時、それぞれの行政の行動の仕方や地域の方の行動の仕方というのがマニュアル化されておりますが、やはり、今回の災害も含めまして、このマニュアルの確認を毎回することによって随時必要に応じた見直しはしていきたいと考えております。

○議長（井上光三君）

5番、望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

ぜひご検討をお願いしたいというふうに思います。

もう1つ関連して再質問ですが、福祉避難所みたいなもの、あるいはこの制度にかかわってきた人の、緊急時の対応をどうしていいかわからないとか、あるいはもうちょっとなんとか助けてもらいたいとか、そういう場合の窓口的なものを、緊急時における要支援者対応窓口のようなものも開設したらいいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただ今のご質問にお答えします。要支援者の方の名簿は年度に一度改定させていただいております。福祉保健課の窓口であって、例えば介護保険の更新の方とか、ご相談に見えた方におすすめていることと、障がいの方に関しましては、障害認定の更更新手続のときに、そのフロアの方に担当者が出向きまして相談窓口というか、そういうものを開設をさせていただいております。基本的には、随時「こういう制度がありますからいかがですか」ということは、窓口のほうで職員が声掛けを行っております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番、望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

そのこのことはわかるんですが、緊急時に、この間のような時に避難所が開催する時に、この制度をサポートの人が、例えばそこへ出向いた時に、とても1人では対応できない。ちょっと誰かに助けてもらいたいということもあるかもしれません。そういう時に、助けてくれる緊急場所のような、緊急時におけるそういう対応窓口を設けたらいいのではないかという質問でございますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

防災計画の中でもそうですが、避難所は一時的の避難所で、その中に、もしそういった要支援者がいれば、役場も避難所を作るときには、警戒本部なり災害対策本部を作っていますから、役場でも結構ですし、それぞれの避難所において、職員も行っていきますので、そこで言うのであれば、早速福祉避難所を開設するという準備に入るようになっておりますので、役場職員どこにいても、声掛けをしていただければ、そういう対応はできるように、今もなっております。

○議長（井上光三君）

5番、望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

ぜひ、これは切実に対応しなければならない場合もあると思いますので、ご配慮をお願いしたいと思います。

最後の質問になります。山梨日日新聞では一面紙上で「守る命」を継続掲載しています。11月24日には「極端気象 前兆を学んで」という大見出しで、防衛大学教授小林文明さんの見解を紹介しています。「時間雨量100ミリを超える『ゲリラ豪雨』、竜巻などの突風、40度を超える猛暑、勢力が衰えない巨大台風。

異常気象では片付かない命に関わる極端気象が起きている。怖いことに、自然環境が合えば、極端気象は毎年起こる。1年に何度も起こる可能性がある」と続けています。「極端気象が起こる中で命を守るためには、一般論ではなく個人レベルの対応をしなければならない」と力説していました。この記事を読んで、自助・近助・共助・公助の連携の必要性を改めて痛感しています。

そこで質問します。これは、6月の一般質問の際にも富士川右岸の防災の一般質問をしたときに言ったことですが、今回の「大雨・洪水警報警戒レベル」発令状況や避難状況を検証して、避難警戒レベル3から警戒レベル4発令を想定しての、全町、町ぐるみ、あるいは地域を指定しての避難訓練ができないかを伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの警戒レベル3からレベル4の発令を想定しての、全町あるいは地域を指定しての避難訓練ができないかを伺うと質問にお答えします。

台風19号では、町内には大きな被害がなかったものの、福島県などで多くの方が被害に遭われました。被災者の中には、避難所に向かう途中や家の1階部分で被災された方々が多く、早めの避難行動が命を守る行動に繋がることを改めて認識する災害となりました。

こうした状況を踏まえ、今後、土砂災害や浸水害など各地区の課題に沿った防災訓練の実施を呼びかけると共に、町が主体となった、土砂災害や浸水害を想定した避難訓練を計画して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番、望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

ぜひ、実際にこういった避難行訓練を実施する方向で進めてほしいと思います。計画的な避難訓練の実施と地域防災計画策定により、町民の防災意識の向上を図っていただけたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（井上光三君）

以上で通告1番 5番 望月眞君の一般質問を終わります。